

活動の心得

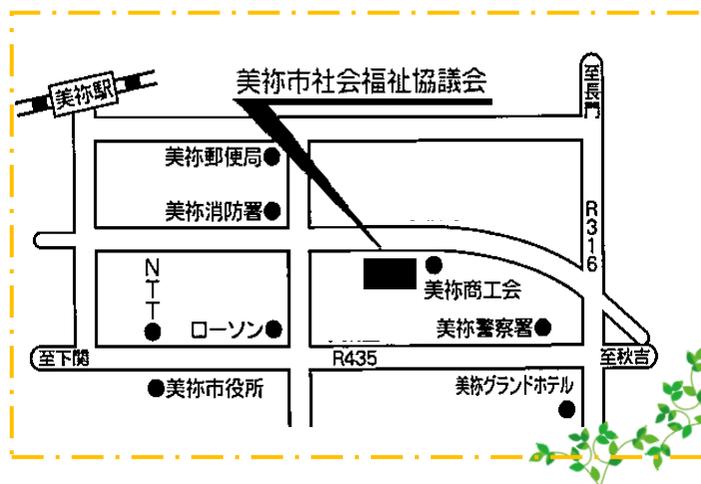
- ①援助活動の内容を事前に確認しましょう
センター所定の用紙に従って援助の日時や場所、内容などをしっかりと会員同士で事前に打ち合わせをしましょう。
- ②緊急時に備えて、活動中でも連絡の取れる準備をしておきましょう。
- ③依頼した約束の時間は必ず守りましょう
万が一、約束の時間までに帰れない場合は必ず協力会員に連絡をとりましょう。また、延長した時間分の報酬をお支払いしましょう。
- ④依頼した援助内容以外のことを要求してはいけません
協力会員には簡単な育児の援助以外、例えば家事の手伝いなどをお願いしてはいけません。
- ⑤協力会員への報酬は援助活動が終わった時にお支払いしましょう
依頼会員は援助活動が終わったら、協力会員に時間単位で定められた額の報酬を支払います。その時に援助活動報告書に確認印を押し、その一部を領収書とします。



初めての活動の前には、必ず依頼会員と子ども、協力会員、アドバイザーの四者で顔合わせ（打ち合わせ）を行います。双方の了承の上で活動が始まりますので、いきなり初対面の人に子どもさんを託すことはありません。

地域の人たちがセンターの橋渡しにより、育児を助けたり、助けられたりする仕組みです。幼い子どもの大切な命と心を託すのですから依頼会員・協力会員の信頼関係がとても大切となります。

依頼会員さんは、貴重な時間を割いて手助けをしてくださる協力会員さんに感謝の気持ちを忘れず、お互いの立場を思いやって気持ちの良い活動にしていきましょう。



ファミリーサポートセンターみね

〒759-2212
美祢市大嶺町東分320-1

TEL 0837 (52) 5222
FAX 0837 (52) 0529

受付時間 8時30分～17時15分
土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

地域の千か力で子育て応援



ファミリーサポートセンター みね

事業のご案内



厚生労働省・地域子ども子育て支援事業
美祢市委託事業

社会福祉法人

美祢市社会福祉協議会

ファミリーサポートセンターとは？

☆子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です

☆会員同士で支え合う組織です

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、有償で会員同士が支え合います

援助活動の例

- 保育園・幼稚園などの送り迎え
- 保育園・幼稚園・学校が始まるまでのお預かり
- 保育園・幼稚園・学校の放課後のお預かり
- 児童クラブへのお迎えやその後のお預かり
- 習い事への送り迎え（美祢市内のみ）
- 子どもの病気回復期のお預かり
- 保護者の短時間、臨時的就労や求職活動の際のお預かり
- 保護者が家事で忙しい時のお預かり
- 冠婚葬祭や通院など、子どもを連れて出かけるれない時のお預かり
- ほかの子どもの学校行事の時のお預かり

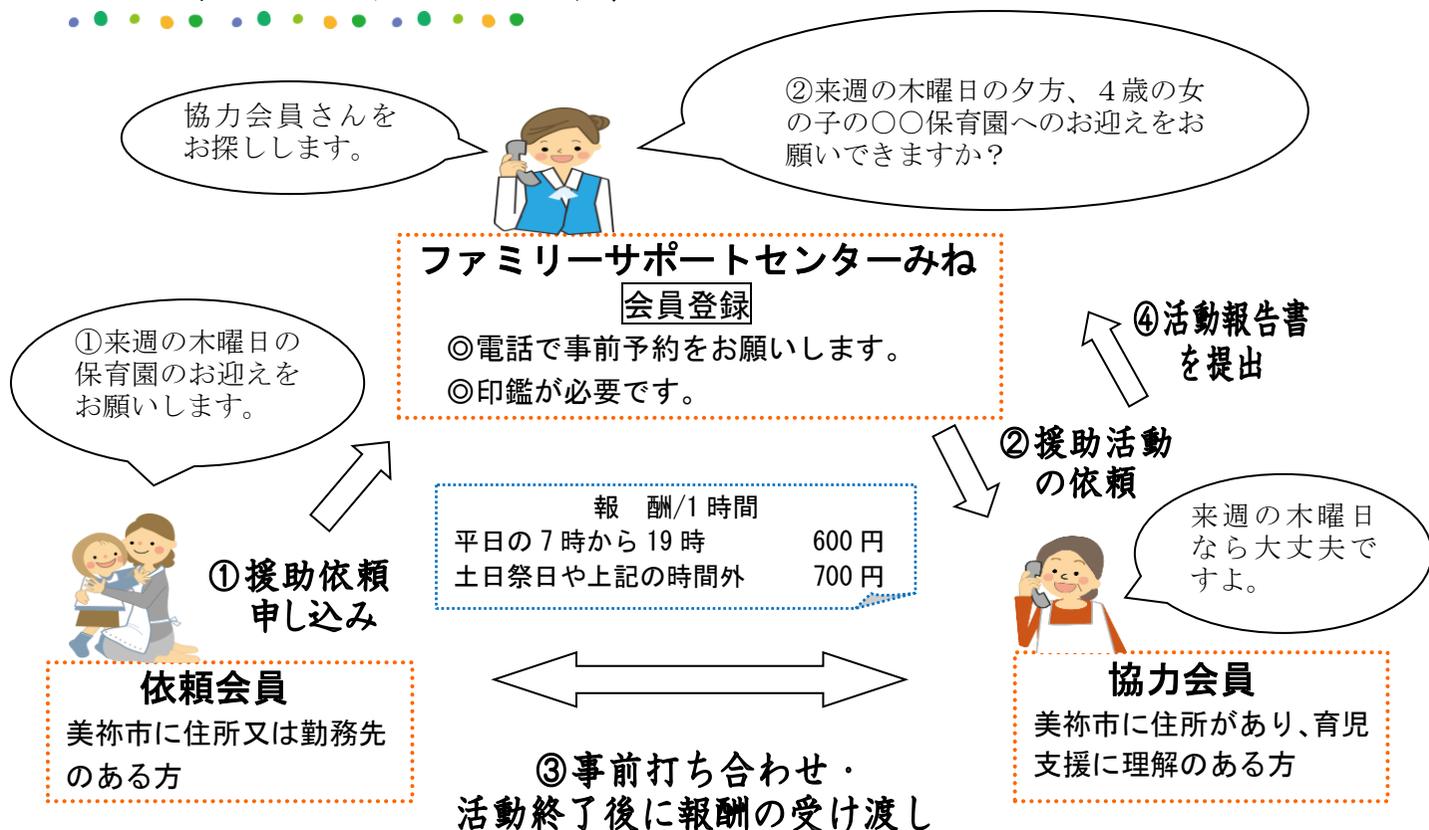


活動の注意点

- 子どものお預かりは原則として協力会員の自宅で行います。
- 早朝や夜間にかかるお預かりもありますが、宿泊は行いません。
- 台風や積雪など、安全な援助活動ができない時は活動を中止することもあります。
- 子どもの病気中は容態の変化が激しいので援助活動はできません。



ファミリーサポートセンターの仕組み



- * 自分の用事の時には子どもを預かってほしいけれど、時間がある時には子どもを預かることができるという方は両方会員となることもできます。
- * 同じ協力会員との二度目以降の援助活動の場合は、事前の顔合わせは必要ありません。
- * 万が一の事故に備えて、ファミリーサポートセンター保険に加入しています。
- * ファミリーサポートセンターの会員に登録するための登録料や入会金、保険料などは一切、ありません。

人と人をつなぎ、子どもに笑顔を

